

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪・関西万博機運醸成事業業務委託

2 契約相手方

DNP・JCD共同事業体

(大日本印刷株式会社 左内町営業部、株式会社JTBコミュニケーションデザイン)

3 随意契約理由

令和5年度の機運醸成業務においては、各種イベントや広報媒体、ノベルティなどのツールを用いたプロモーションを、エリア・ターゲット・タイミングを捉えて戦略的に展開するとともに、2025年に実施が万博会場で予定されている自治体参加催事に向けて円滑な調整・準備を進めるため、催事調整業務と連動性のある主催イベントの企画・運営を行うことが重要である。これらの業務実施においては、KPIを設定した上で、戦略的な事業実施計画のもと、有機的に連動する各種取り組みを実施することが不可欠であり、受注者が専門的な技術や知識及び創造性のある戦略を遂行する能力を有することが必須である。

よって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、DNP・JCD共同事業体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、DNP・JCD共同事業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

万博推進局機運醸成部推進課

(電話番号 06-6690-7640)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪ヘルスケアパビリオンにおける i P S 細胞による生きる心臓モデル等の展示計画・設計業務

2 契約相手方

株式会社乃村工芸社 大阪事業所長

3 随意契約理由

本業務は、2025 年大阪・関西万博に地元パビリオンとして出展する大阪ヘルスケアパビリオンにおいて、i P S 細胞による生きる心臓モデルの展示（i P S 細胞で作製した心筋シートを用いた心臓展示）をはじめ、大阪・関西の再生医療のポテンシャルや未来の医療の国内外への情報発信に資する展示物を大阪府・大阪市が出展するにあたり、展示計画の取りまとめ及び設計を行うものである。

本業務のひとつである「展示計画の取りまとめ業務」を遂行するためには、パビリオン来館者がわくわくし、興味を引き立てる展示要素・演出方法や子どもにもわかりやすい展示とするための工夫・仕掛けといった高度な創造性・企画力が要求されるため、その性質及び目的が競争入札に適さず、事業者から最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

本事業の企画提案について、大阪市ホームページを通じて広く募集を行い、有識者の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社乃村工芸社の提案が最も高く評価点を獲得し、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社乃村工芸社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

万博推進局 出展部出展企画課
(電話番号 06-6690-7212)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪・関西万博にかかるボランティア運営業務委託

2 契約相手方

株式会社 JTB コミュニケーションデザイン

3 随意契約理由

本委託業務は、ボランティアの募集、選考、研修及び活動等を円滑に遂行することに加え、予算の範囲内において、ボランティア活動の効果や参加者の満足度等を最大とすることを目的とするものであることから、その性質及び目的が競争入札に適さず、事業者から最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

有識者から構成される選定会議において意見を聴取した結果、株式会社 JTB コミュニケーションデザインの評価点が最も高かったため、その結果や有識者の意見を踏まえ、契約相手方として最適であると認め、株式会社 JTB コミュニケーションデザインと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

万博推進局 機運醸成部参加促進課
(電話番号 06-6690-7679)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪・関西万博機運醸成事業（シティドレッシング関係）業務委託

2 契約相手方

大日本印刷株式会社 左内町営業部

3 随意契約理由

令和5年度の機運醸成業務においては、「大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成アクションプラン」に基づき、開催500日前やチケット前売販売開始という節目を捉えた重点的なPRを予定しており、これらのタイミングに合わせて、主要集客エリアに重点を置いたシティドレッシングを実施することで、大阪府在住・在勤者だけでなく、来阪者もターゲットにした大阪・関西万博（以下「万博」という）の機運醸成を進めることとしている。

この業務実施においては、メディア等を活用した効果的なプロモーションはもちろん、府民・市民や府外・海外からの観光客等、多くの人の関心をひくPRツールの作成が必要不可欠であり、受注者が専門的な技術や知識及び創造性のある戦略を遂行する能力を有することが必須である。

よって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大日本印刷株式会社 左内町営業部の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大日本印刷株式会社 左内町営業部と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

万博推進局機運醸成部推進課
(電話番号 06-6690-7648)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度高校生向け EXPO 教育プログラム関連イベント等企画業務委託

2 契約相手方

株式会社小学館集英社プロダクション

3 随意契約理由

大阪府では、大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成の一環として、未来社会の主人公となる高校生が、大阪・関西万博(以下「万博」という)のテーマ、コンセプトを深く理解し、万博の会期前、会期中、会期後を通じて新たなアイデアを創造・発信する担い手になることを目指して、令和4年度に「高校生向け EXPO 教育プログラム」※(以下、「教育プログラム」という)教材を作成し、令和5年度より高校の授業等で活用している。

本事業により、教育プログラムを広く周知し、参加校の拡大を図るとともに、関連イベントの実施により、「いのち輝く未来社会」に向けた高校生の学びを更に深めることにより、万博への主体的な参加を促す。

本事業は、教育プログラムを広く周知し、参加校の拡大を図るとともに、関連イベントの実施により、「いのち輝く未来社会」に向けた高校生の学びを更に深めることにより、万博への主体的な参加を促すものであり、業務実施においては、高校生のアイデアを引き出すノウハウ、ワークショップの企画力が不可欠であり、受注者が専門的な技術や知識及び創造性のある戦略を遂行する能力を有することが必須である。

よって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社小学館集英社プロダクションの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社小学館集英社プロダクションと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

万博推進局機運醸成部推進課
(電話番号 06-6690-7648)

随意契約理由書

1 案件名称

2025 年大阪・関西万博機運醸成イベント企画運営等業務委託

2 契約相手方

株式会社ジェイアール東日本企画

3 随意契約理由

令和 6 年 4 月 13 日には万博開幕 1 年前を迎え、多くの方にいよいよ万博開幕が近づいてきたと感じてもらい、万博への興味・関心をつなげていく重要な機会となる。この節目のタイミングで大規模な万博 PR イベントを実施し、府内のみならず全国へ万博の魅力や期待感を発信するなど、万博開幕に向けてさらなる機運の盛り上げが重要である。

大規模な万博 PR イベントの実施においては、メディアに対する効果的な情報発信やイベントコンテンツを効果的・効率的に行うことができる専門的知識や企画力、実行力を有することが必須である。

よって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ジェイアール東日本企画の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ジェイアール東日本企画と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

万博推進局機運醸成部推進課

(電話番号 06-6690-7640)

随意契約理由書

1 案件名称

万博推進局 ATC 庁舎における壁の撤去・新設及び消防設備等設置業務委託

2 契約相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務は、万博推進局（アジア太平洋トレードセンタービル 0's 棟北館 4 階）のレイアウト変更を実施することに伴う執務室の改装（壁の撤去・設置等）及び改装に付随して実施する必要がある防災設備、空調設備、電気設備等の設置を委託するものである。

現在、万博推進局が入居しているアジア太平洋トレードセンター（以下「ATC」という。）にかかる執務室内のレイアウト変更について、アジア太平洋トレードセンター株式会社（以下「ATC 株式会社」という。）に確認したところ、今回のレイアウト変更に伴う執務室の改装を実施するにあたり、新たに消防法及び建築基準法により設置が義務付けされている防災設備の対応（煙感知器の増設、排煙設備の設置等）や、空調・照明設備の増設・移設が必須とのことであった。

これら改装にかかる各設備の設置等にあたっては、貸室賃貸借契約を締結する ATC 株式会社の管理規則・内装設計指針で定められているとおり「入居者の費用負担及び設計により ATC 株式会社が施工する工事（B 工事）」に該当する。そのため、アジア太平洋トレードセンター株式会社より、別添のとおり ATC の運営管理を担当する株式会社ザイマックス関西による工事实施の指定があった。

また、今回 ATC 株式会社の指定対象となる B 工事（改装にかかる各設備の設置等）は、万博推進局がレイアウト変更で実施する執務室の改装（壁の撤去・設置等）と交錯する箇所の工事であり、改装にかかる各設備の設置等がレイアウト変更に伴う執務室の改装と一部重複することとなる。当該事業者以外の業者が履行した場合、トラブルが生じた際の責任の所在が不明確となり、局運営に著しい支障を及ぼす恐れがある。

以上の理由により、本業務については、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

万博推進局総務企画部総務課（TEL：06-6690-7801）